

07. 公園一覧

都市計画公園

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	都決番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	2. 2. 1	今津町第三街区公園	S31.1.12	H16.6.28	H22.6.1	街区	0.18	0.31	172.2%
	2. 2. 2	麻里布町第四街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S41.11.1	街区	0.34	0.34	100.0%
	2. 2. 3	今津町第四街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S47.8.12	街区	0.16	0.16	100.0%
	2. 2. 4	山手町第一街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S41.3.1	街区	0.35	0.35	100.0%
	2. 2. 5	山手町第二街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S42.11.1	街区	0.19	0.19	100.0%
	2. 2. 6	麻里布町第三街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S32.6.6	街区	0.46	0.46	100.0%
	2. 2. 7	麻里布町第一街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S42.11.1	街区	0.14	0.14	100.0%
	2. 2. 8	砂山町第一街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S50.10.2	街区	0.06	0.06	100.0%
	2. 2. 9	麻里布町第二街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S31.4.1	街区	0.19	0.19	100.0%
	2. 2. 10	昭和町第三街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S44.12.1	街区	0.37	0.37	100.0%
	2. 2. 11	昭和町第二街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S42.11.1	街区	0.13	0.13	100.0%
	2. 2. 12	昭和町第一街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S41.11.1	街区	0.22	0.22	100.0%
	2. 2. 13	昭和町第四街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S41.11.1	街区	0.23	0.23	100.0%
	2. 2. 14	元町第三街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S42.11.1	街区	0.31	0.31	100.0%
	2. 2. 15	元町第四街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S39.10.1	街区	0.26	0.26	100.0%
	2. 2. 16	元町第一街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S33.2.1	街区	0.19	0.19	100.0%
	2. 2. 17	元町第二街区公園	S31.1.12	H1.8.7	S43.11.1	街区	0.18	0.18	100.0%
	2. 2. 18	浪の浦街区公園	S43.4.18	H1.8.7	S43.11.1	街区	0.20	0.20	100.0%
	2. 2. 19	寿街区公園	S43.4.18	H1.8.7	S43.11.1	街区	0.20	0.20	100.0%
	2. 2. 20	灘街区公園	S44.5.20	H1.8.7	S44.12.1	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 21	海土路街区公園	S44.5.20	H1.8.7	S44.12.1	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 22	平田街区公園	S45.7.11	H1.8.7	S57.7.7	街区	0.20	0.20	100.0%
	2. 2. 23	緑ヶ丘街区公園	S45.7.11	H1.8.7	S46.3.1	街区	0.20	0.20	100.0%
	2. 2. 24	牛野谷街区公園	S45.7.11	H1.8.7	S50.3.31	街区	0.10	0.10	100.0%
	2. 2. 25	今津町第一街区公園	S46.3.31	H1.8.7	S45.1.1	街区	0.17	0.17	100.0%
	2. 2. 26	三笠町街区公園	S46.3.31	H1.8.7	S46.11.17	街区	0.10	0.10	100.0%
	2. 2. 27	室の木町第一街区公園	S46.7.13	H12.9.1	-	街区	0.41		
	2. 2. 28	車町第一街区公園	S46.12.20	H1.8.7	S48.12.12	街区	0.10	0.16	160.0%
	2. 2. 29	川口町街区公園	S46.12.20	H1.8.7	S49.3.28	街区	0.14	0.14	100.0%
	2. 2. 30	明生街区公園	S46.12.20	H1.8.7	S50.2.13	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 31	黒磯街区公園	S46.12.20	H1.8.7	S48.12.12	街区	0.28	0.28	100.0%
	2. 2. 32	山中街区公園	S48.8.17	H1.8.7	S50.10.26	街区	0.44	0.44	100.0%
	2. 2. 33	尾津街区公園	S49.4.12	H1.8.7	-	街区	0.18		
	2. 2. 34	野地街区公園	S49.4.12	H1.8.7	S50.3.31	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 35	今津町第五街区公園	S50.3.3	H1.8.7	S51.12.8	街区	0.10	0.10	100.0%
	2. 2. 36	今津町第二街区公園	S50.3.3	H1.8.7	S53.3.31	街区	0.06	0.06	100.0%
	2. 2. 37	千歳街区公園	S50.3.3	H1.8.7	S51.12.18	街区	0.10	0.10	100.0%
	2. 2. 38	梅が丘第一街区公園	S53.6.20	H1.8.7	S54.3.31	街区	0.42	0.42	100.0%
	2. 2. 39	梅が丘第二街区公園	S53.6.20	H1.8.7	S56.3.31	街区	0.50	0.50	100.0%
	2. 2. 40	梅が丘第三街区公園	S53.6.20	H1.8.7	S57.7.7	街区	0.20	0.20	100.0%
	2. 2. 41	梅が丘第四街区公園	S53.6.20	H1.8.7	-	街区	0.47		
	2. 2. 42	一本杉街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S56.3.31	街区	0.08	0.08	100.0%
	2. 2. 43	御庄第一街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S58.7.20	街区	0.31	0.31	100.0%
	2. 2. 44	御庄第二街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S56.3.31	街区	0.24	0.24	100.0%
	2. 2. 45	御庄第三街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S57.7.7	街区	0.18	0.18	100.0%

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	都決番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	2. 2. 4 6	御庄第四街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S57.7.7	街区	0.59	0.59	100.0%
	2. 2. 4 7	御庄第五街区公園	S54.2.22	H1.8.7	S57.7.7	街区	0.29	0.29	100.0%
	2. 2. 4 8	南岩国第一街区公園	S54.11.30	H1.8.7	S56.3.31	街区	0.36	0.36	100.0%
	2. 2. 4 9	南岩国第二街区公園	S54.11.30	H1.8.7	S56.3.31	街区	0.33	0.33	100.0%
	2. 2. 5 0	旭町第二街区公園	S56.9.25	H1.8.7	S59.4.20	街区	0.10	0.10	100.0%
	2. 2. 5 1	東雲台街区公園	S58.12.20	H1.8.7	S60.3.30	街区	0.14	0.14	100.0%
	2. 2. 5 2	瀬戸海街区公園	S59.7.2	H1.8.7	S60.3.30	街区	0.32	0.32	100.0%
	2. 2. 5 3	牛野谷南街区公園	S60.5.27	H1.8.7	S61.3.31	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 5 4	室の木台第一街区公園	S61.7.25	H1.8.7	S62.3.31	街区	0.14	0.14	100.0%
	2. 2. 5 5	川西第二街区公園	H1.8.7		H3.8.1	街区	0.12	0.12	100.0%
	2. 2. 5 6	多田第一街区公園	H1.8.7		H20.4.1-	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 5 7	多田第二街区公園	H1.8.7		H19.4.1	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 5 8	藤河中央街区公園	H1.8.7		H28.3.24	街区	0.98	0.99	102.0%
	2. 2. 5 9	関戸街区公園	H1.8.7		H16.4.1	街区	0.17	0.17	100.0%
	2. 2. 6 0	門前町第一街区公園	H8.3.1		H11.4.1	街区	0.22	0.22	100.0%
	2. 2. 6 1	室の木町第二街区公園	H8.3.1		H9.4.7	街区	0.09	0.09	100.0%
	2. 2. 6 2	通津北開作街区公園	H8.3.1		H16.4.1	街区	0.09	0.09	100.0%
	2. 2. 6 3	本町街区公園	H9.8.4		H11.4.1	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 6 4	旭町第一街区公園	H10.12.15		H11.4.1	街区	0.21	0.21	100.0%
	2. 2. 6 5	川西第一街区公園	H10.12.15		H11.4.1	街区	0.25	0.25	100.0%
	2. 2. 6 6	桂町第二街区公園	H10.12.15		H11.4.1	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 6 7	門前町第二街区公園	H10.12.15		H13.4.1	街区	0.11	0.11	100.0%
	2. 2. 6 8	新小路街区公園	H11.8.13		H12.4.1	街区	0.13	0.13	100.0%
	3. 3. 1	長山公園	S31.1.12	H1.8.11	T1	近隣	2.20	2.00	90.9%
	4. 4. 1	中央公園	S31.10.19	H5.12.28	-	地区	5.70		
	5. 6. 1	吉香公園	S31.10.19	H1.8.11	M9	総合	59.40	58.00	97.6%
	6. 6. 1	岩国運動公園	S43.4.18	H10.2.6	S61.1.1	運動	61.10	15.95	26.1%
玖珂	2. 2. 1	新市街区公園	S58.1.31	H12.3.7	S59.4.1	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 2	鞍掛街区公園	S60.9.13	H12.3.7	S63.6.13	街区	0.73	0.73	100.0%
	2. 2. 3	上市街区公園	S60.9.13	H12.3.7	S62.4.1	街区	0.12	0.12	100.0%
	2. 2. 4	柳井田下街区公園	H1.8.30	H12.3.7	H3.4.1	街区	0.16	0.16	100.0%
	2. 2. 5	野口上街区公園	H7.3.17		H9.4.1	街区	0.21	0.21	100.0%
	2. 2. 6	野口下街区公園	H8.3.5		H13.4.1	街区	0.55	0.55	100.0%
	2. 2. 7	大田街区公園	H8.3.5	H13.4.12	H15.7.1	街区	0.09	0.09	100.0%
	2. 2. 8	大田東街区公園	H13.4.12			街区	0.07		
	5. 5. 1	玖珂町総合公園	H12.3.7		H16.12.1	総合	22.20	24.10	108.6%
	1	平原墓園	S53.3.1	H11.3.5	H14.3.29	墓園	2.60	2.60	100.0%
周東	2. 2. 1	久田児童公園	S53.12.14		S56.4.1	街区	0.43	0.45	104.7%
	2. 2. 2	下市児童公園	S57.2.16		S58.3.31	街区	0.15	0.15	100.0%
	2. 2. 3	南方児童公園	S58.6.22		S59.3.31	街区	0.56	0.56	100.0%
合計							171.55	118.95	69.3%

都市公園

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	1	藤生街区公園			S.56.6.15	街区	-	0.34	-
	2	海土路第二街区公園			S.56.6.15	街区	-	0.43	-
	3	一文字公園			S.59.4.19	近隣	-	1.28	-
	4	青木街区公園			S60.3.30	街区	-	0.18	-
	5	三笠町遊園地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	6	保津南街区公園			S60.3.30	街区	-	0.08	-
	7	保津南遊園地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	8	椎尾神社緑地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	9	桂町街区公園			S60.3.30	街区	-	0.1	-
	10	新港町街区公園			S60.3.30	街区	-	0.08	-
	11	南岩国遊園地			S60.3.30	街区	-	0.04	-
	12	車中央広場			S60.3.30	街区	-	0.14	-
	13	萩原第一遊園地			S60.3.30	街区	-	0.02	-
	14	萩原第二遊園地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	15	萩原第三遊園地			S60.3.30	街区	-	0.02	-
	16	大藪街区公園			S60.3.30	街区	-	0.07	-
	17	桜ヶ丘遊園地			S60.3.30	街区	-	0.09	-
	18	桜ヶ丘街区公園			S60.3.30	街区	-	0.09	-
	19	装束町街区公園			S60.3.30	街区	-	0.06	-
	20	黒磯町遊園地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	21	明生遊園地			S60.3.30	街区	-	0.01	-
	22	鰯場街区公園			S60.3.30	街区	-	0.07	-
	23	すみれヶ丘遊園地			S60.3.30	街区	-	0.03	-
	24	錦見ハイツ遊園地			S60.3.30	街区	-	0.05	-
	25	通津ハイツ遊園地			S60.3.30	街区	-	0.01	-
	26	幸が丘遊園地			S60.3.30	街区	-	0.04	-
	27	一の谷遊園地			S60.3.30	街区	-	0.04	-
	28	旭町遊園地			S60.3.30	街区	-	0.02	-
	29	ねばしろ遊園地			S60.3.30	街区	-	0.02	-
	30	岩国桜ヶ丘遊園地			S60.3.30	街区	-	0.02	-
	31	百合ヶ丘遊園地			S60.3.30	街区	-	0.04	-
	32	立石町街区公園			S.60.3.30	街区	-	0.02	-
	33	錦南遊園地			S.60.3.30	街区	-	0.03	-
	34	千歳台遊園地			S.61.3.29	街区	-	0.05	-
	35	八幡山街区公園			H.2.3.31	街区	-	0.22	-
	36	通津美が浦公園			H2.4.26	地区	-	1.92	-
	37	中津町第二街区公園			H.12.4.1	街区	-	0.09	-
	38	錦見緑地			H13.4.1	街区	-	0.05	-
	39	今津町第六街区公園			H.14.4.1	街区	-	0.13	-
	40	南白崎街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	41	浪の浦南街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.06	-

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	42	若葉遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.03	-
	43	天地遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.01	-
	44	南岩国町四丁目遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.03	-
	45	新南岩国遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	46	立石町三丁目遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	47	門前第三街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.2	-
	48	装束町第一遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.04	-
	49	桂町遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.04	-
	50	千歳グリーンハイツ街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.08	-
	51	室の木台第二街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	52	車町第二街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	53	山手町三丁目遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	54	室の木台第三街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.09	-
	55	青葉台街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.09	-
	56	山手町遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.01	-
	57	錦見遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.03	-
	58	室の木台第四街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.1	-
	59	平田第二街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	60	平田第三街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.06	-
	61	平田第四街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.07	-
	62	平田第五街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.07	-
	63	南岩国町第一遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.03	-
	64	萩原第四遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	65	麻生田遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.01	-
	66	通津美が丘第一遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	67	通津美が丘第二遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.05	-
	68	大藪遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.04	-
	69	車町一丁目遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	70	保津岬台街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.08	-
	71	牛野谷町二丁目遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.01	-
	72	セントヒルズ第一遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.12	-
	73	桂町第二遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	74	平田第六街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	75	セントヒルズ第二遊園地			H.22.3.31	街区	-	0.06	-
	76	室の木町四丁目街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	77	郷ヶ崎街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.01	-
	78	藤生ヶ丘街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.06	-
	79	横山親水公園			H.22.3.31	街区	-	0.42	-
	80	錦見街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.03	-
	81	平田第七街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.18	-
	82	平田第八街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.1	-
	83	上臥竜橋街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.02	-
	84	錦見第二街区公園			H.22.3.31	街区	-	0.01	-

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	85	愛宕神社前広場			H22.8.2	街区	-	0.38	-
	86	天地第二遊園地			H23.12.22	街区	-	0.01	-
	87	藤生が丘遊園地			H24.2.27	街区	-	0.05	-
	88	多田共有公園			H24.5.23	街区	-	0.09	-
	89	楠中央公園			H24.7.18	街区	-	0.26	-
	90	オーク平田ふれあい公園			H26.7.25	街区	-	0.11	-
	91	オーク平田なかよし公園			H26.7.25	街区	-	0.1	-
由宇	92	港町第一街区公園			H19.4.1	街区	-	0.12	-
	93	港町第二街区公園			H19.4.1	街区	-	0.06	-
	94	塩田原街区公園			H19.4.1	街区	-	0.27	-
	95	拝岩街区公園			H19.4.1	街区	-	0.07	-
	96	千鳥ヶ丘第一街区公園			H19.4.1	街区	-	0.1	-
	97	千鳥ヶ丘第二街区公園			H19.4.1	街区	-	0.08	-
	98	由宇駅前緑地			H19.4.1	街区	-	0.04	-
	99	由宇崎街区公園			H19.4.1	街区	-	0.14	-
	100	有家街区公園			H19.4.1	街区	-	0.09	-
	101	九反荘街区公園			H19.4.1	街区	-	0.03	-
	102	南沖せせらぎパーク			H22.3.31	街区	-	0.2	-
	103	北有家街区公園			H22.3.31	街区	-	0.04	-
玖珂	104	桜づつみ公園			H19.4.1	地区	-	5.59	-
	105	北部ふれあい公園			H19.4.1	街区	-	0.14	-
	106	河内地公園			H22.3.31	街区	-	0.08	-
	107	新町原公園			H22.3.31	街区	-	0.07	-
	108	大田公園			H22.3.31	街区	-	0.06	-
	109	野地ふれあい広場			H22.3.31	街区	-	0.09	-
	110	一の迫川親水公園			H22.3.31	街区	-	0.23	-
周東	111	若葉児童遊園			H22.3.31	街区	-	0.16	-
	112	桜づつみ公園			H19.4.1	地区	-	2.26	-
	合計							19.63	

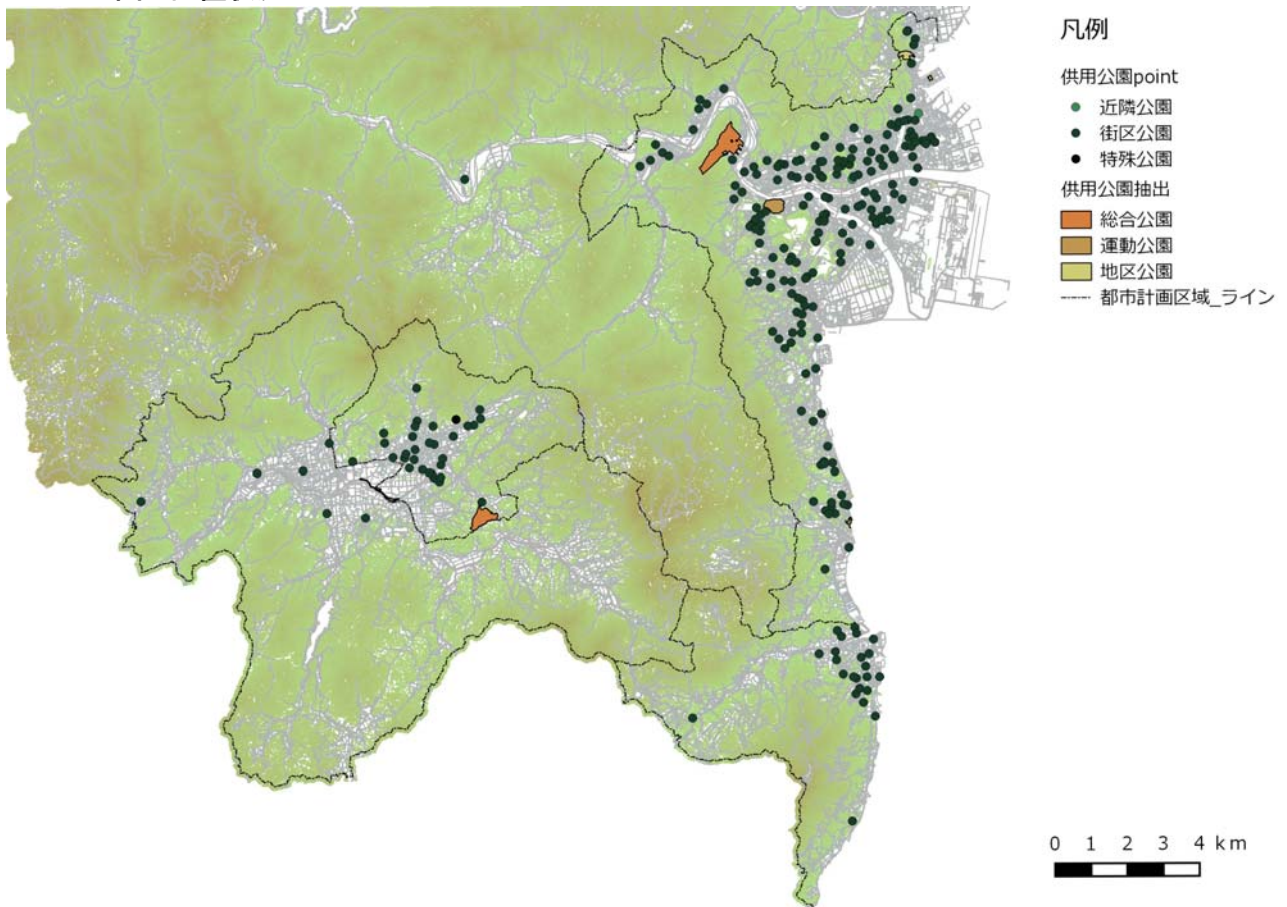
その他公園

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	1	養気園				地区	-	5.49	-
	2	楠町街区公園				街区	-	0.05	-
	3	立石町遊園地				街区	-	0.03	-
	4	山県街区公園				街区	-	0.13	-
	5	曙遊園地				街区	-	0.1	-
	6	新港町遊園地				街区	-	0.04	-
	7	本峠街区公園				街区	-	0.29	-
	8	牛野谷北街区公園				街区	-	0.14	-
	9	海土路団地街区公園				街区	-	0.23	-
	10	若宮遊園地				街区	-	0.03	-
	11	旭が丘遊園地				街区	-	0.02	-
	12	本谷街区公園				街区	-	0.13	-
	13	下街区公園				街区	-	0.06	-
	14	門前下遊園地				街区	-	0.03	-
	15	小原街区公園				街区	-	0.1	-
	16	東光寺街区公園				街区	-	0.08	-
	17	保津町一丁目遊園地				街区	-	0.02	-
	18	装束町二丁目遊園地				街区	-	0.03	-
	19	装束町第二街区公園				街区	-	0.06	-
	20	桂町緑地				街区	-	0.02	-
	21	立石町四丁目街区公園				街区	-	0.15	-
	22	川西第三街区公園				街区	-	0.16	-
	23	新港運動公園				運動	-	1.3	-
	24	牛野谷町三丁目遊園地				街区	-	0.01	-
	25	中津町第三街区公園				街区	-	0.05	-
	26	千歳台第二遊園地				街区	-	0.02	-
	27	楠広場				街区	-	0.2	-
	28	牛野谷三丁目広場				街区	-	0.05	-
	29	梅が丘第四街区公園				街区	-	0.47	-
	30	藤河中央街区公園				街区	-	0.98	-
	31	(多田共有公園)					-		-
	32	(中央公園)					-		-
	33	(今津町二丁目緑地)					-		-
	34	旭町第三街区公園				街区	-		-
由宇	35	兼城原公園				街区	-	0.27	-
	36	面ヶ原公園				街区	-	0.15	-
	37	唐音公園				街区	-	0.17	-
	38	西の久保公園				街区	-	0.3	-
	39	栲道公園				街区	-	0.4	-
	40	堀田公園				街区	-	0.12	-
	41	栲道第二公園				街区	-	0.1	-

地区名	公園の名称		決定年月日		開設日	決定		供用	整備率
	番号	名称	当初告示	最終告示		種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
由宇	42	南沖親水公園				街区	-	0.05	-
	43	ひき岩親水公園				街区	-	3.34	-
	44	南沖親水公園				街区	-	2.49	-
	45	山崎緑地				街区	-	0.38	-
	46	堀田緑地				街区	-	0.11	-
玖珂	47	鹿田児童遊園				街区	-	0.6	-
	48	野口上児童遊園				街区	-	0.68	-
	49	千束児童遊園				街区	-	1.29	-
	50	新町上児童遊園				街区	-	0.21	-
	51	大田児童遊園				街区	-	0.1	-
	52	市頭児童遊園				街区	-	0.38	-
	53	新市（2）児童遊園				街区	-	0.45	-
	54	阿山北児童遊園				街区	-	0.4	-
	55	谷津下児童遊園				街区	-	0.37	-
	56	新町下児童遊園				街区	-	0.1	-
	57	天神児童遊園				街区	-	0.06	-
	58	台の橋児童遊園				街区	-	0.17	-
	59	明神児童遊園				街区	-	0.11	-
	60	谷津上児童遊園				街区	-	0.77	-
	61	台の橋公社遊園				街区	-	0.35	-
	62	久門給2区広場				街区	-	0.25	-
	63	ひまわり団地内公園				街区	-	0.29	-
周東	64	米川児童遊園				街区	-	1.14	-
	65	鳴川児童遊園				街区	-	0.94	-
	合計							27.02	

08. 公園の分析資料

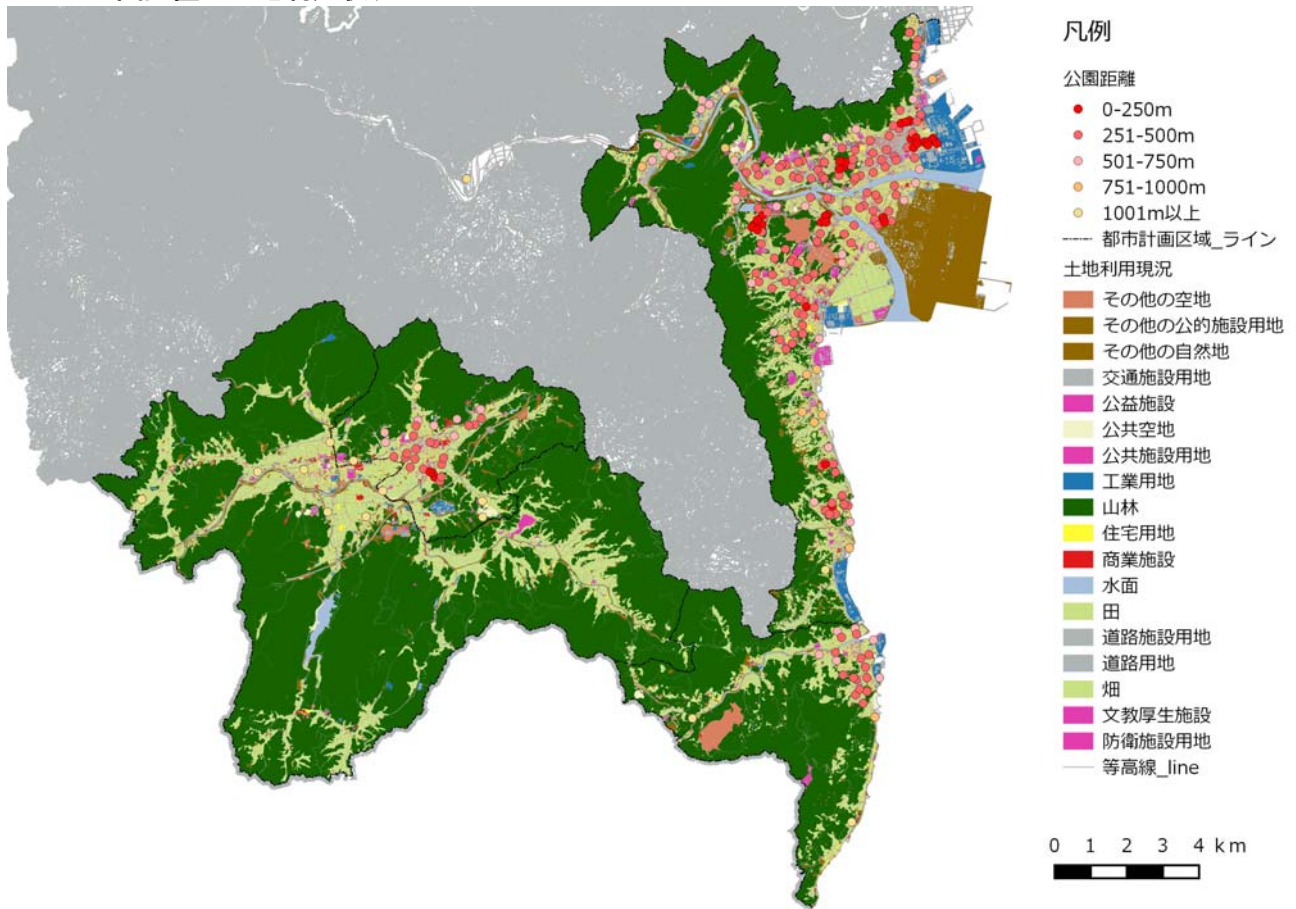
■公園の配置状況



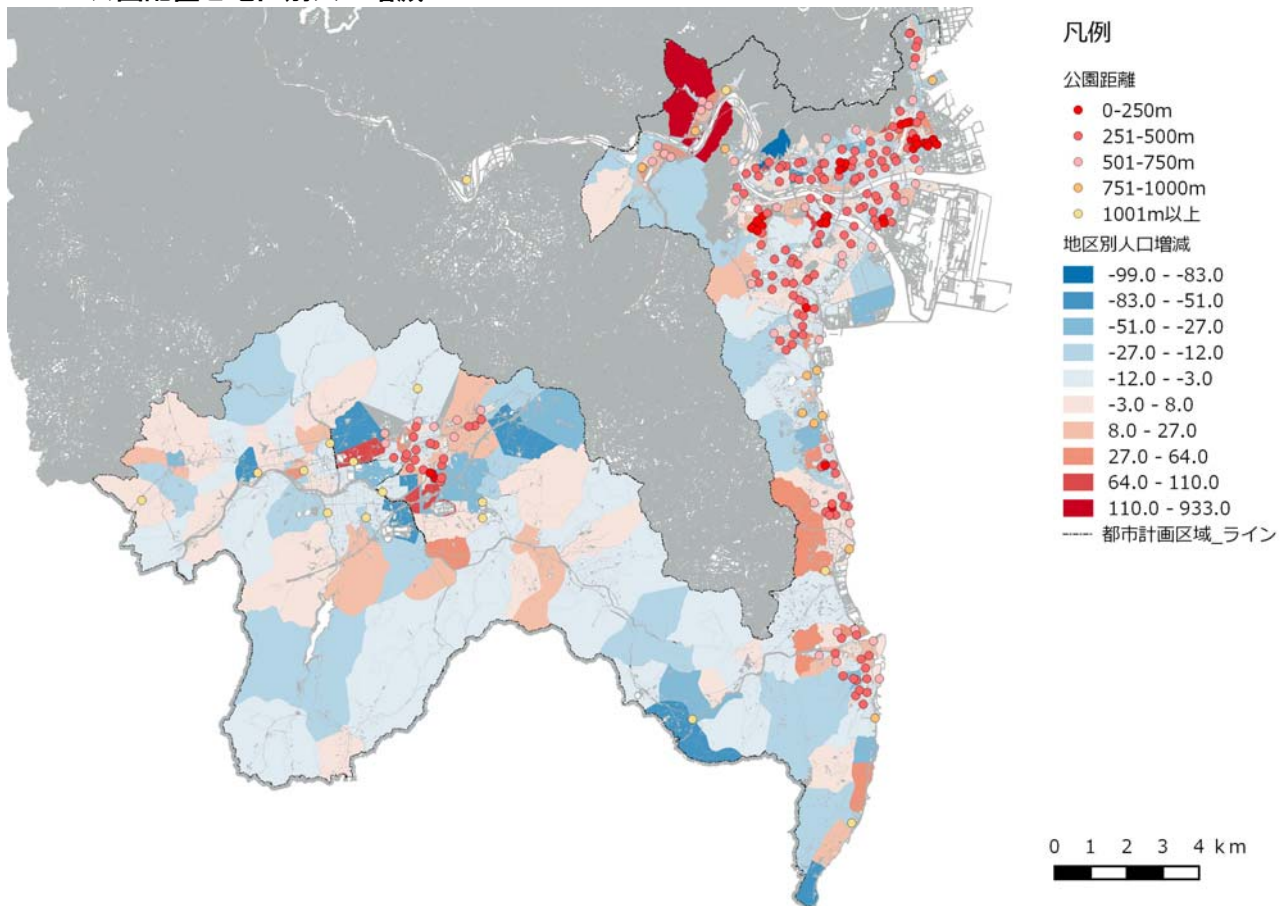
※公園の分析資料のデータの出典は以下のとおり

- ・都市計画基礎調査（H24 年）
- ・国勢調査結果

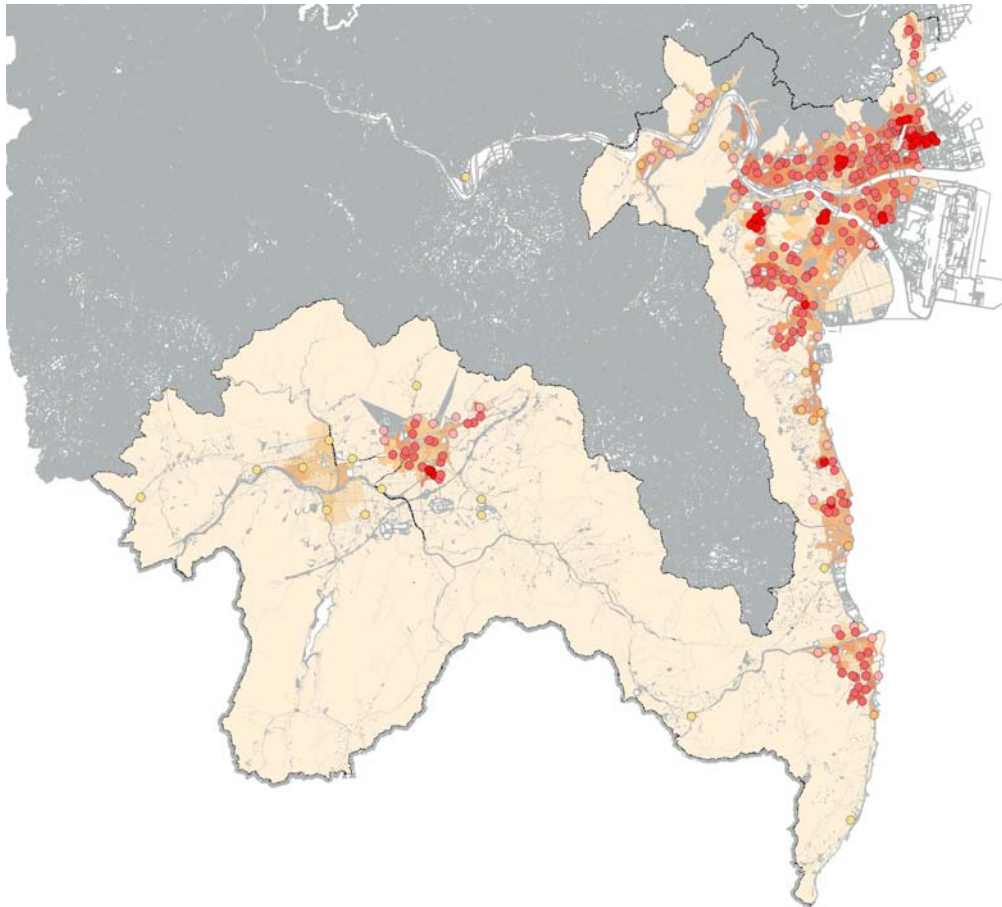
■公園配置と土地利用状況



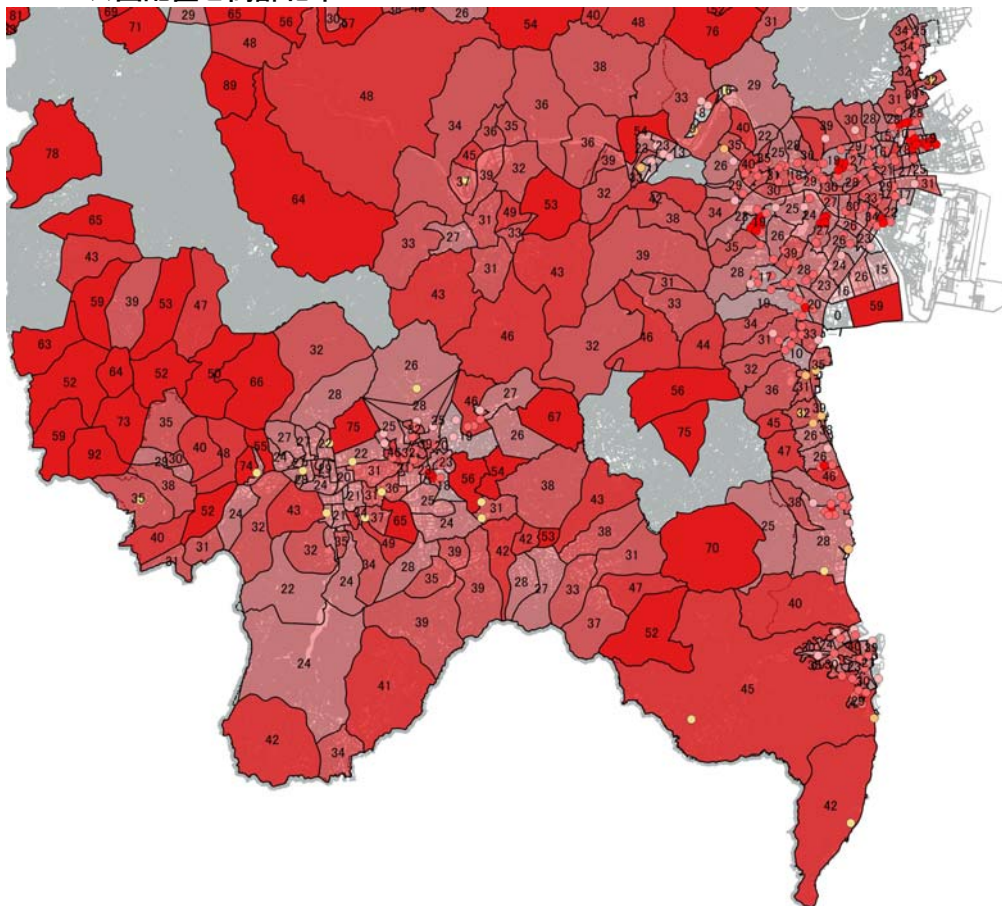
■公園配置と地区別人口増減



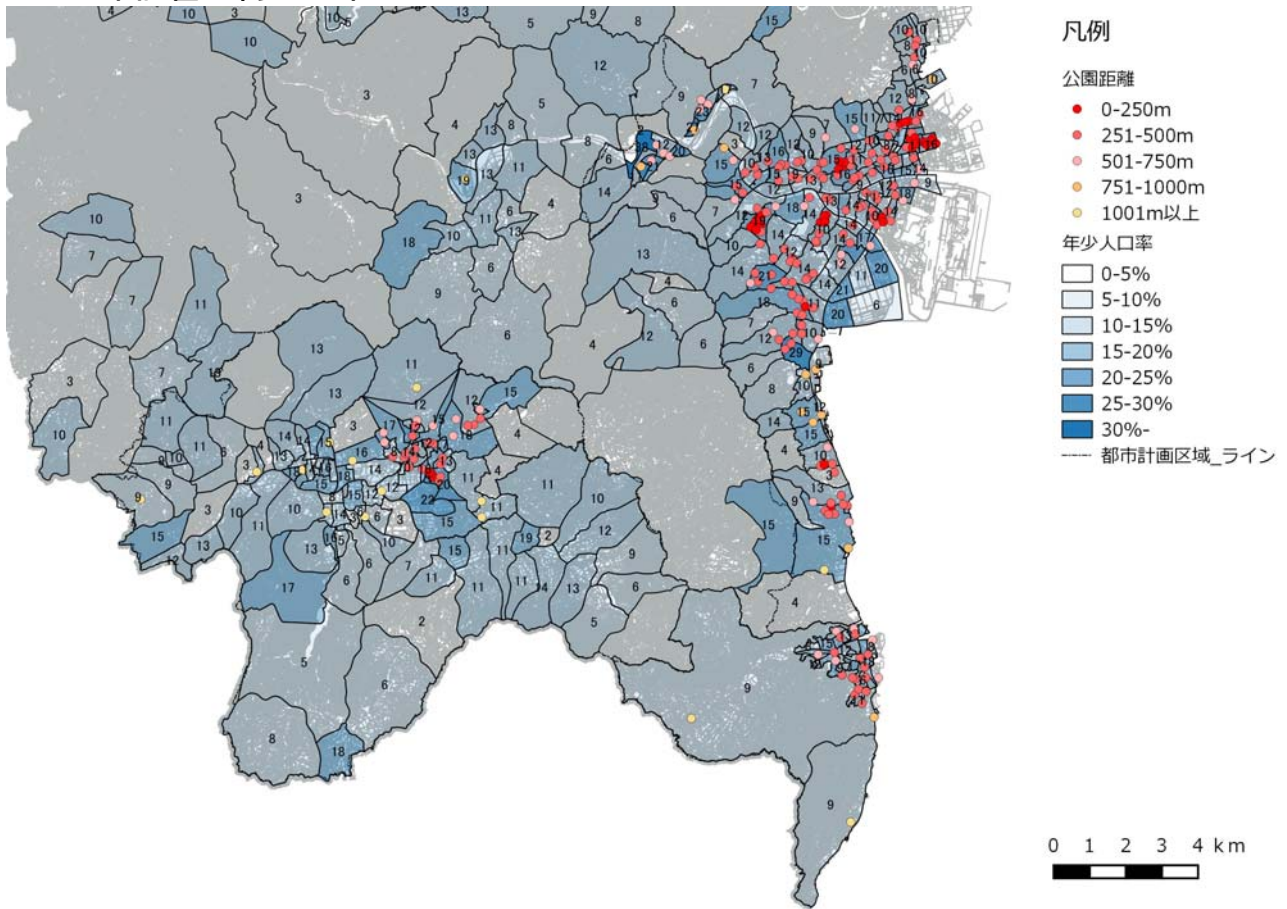
■公園配置と地区別人口密度



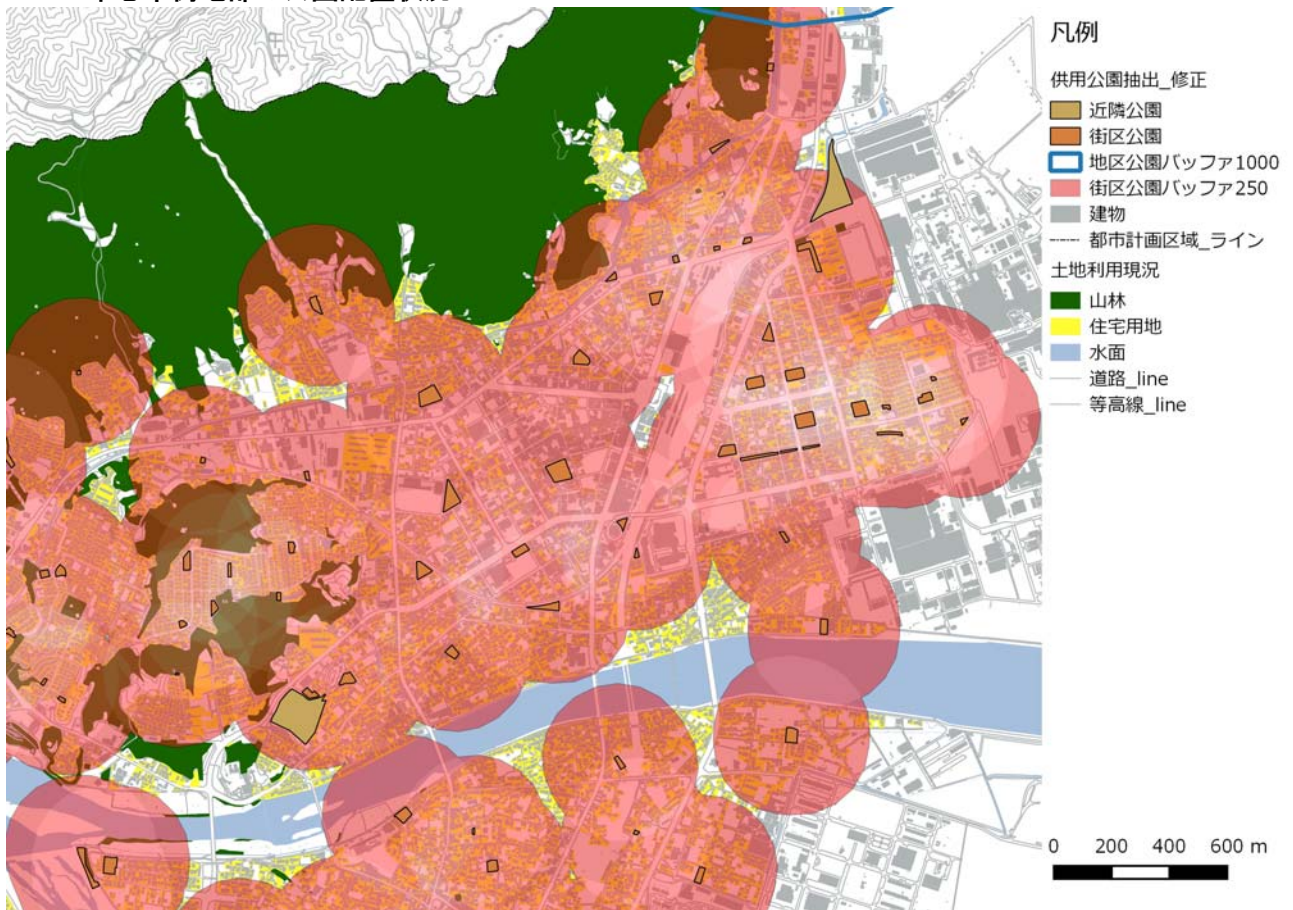
■公園配置と高齢化率



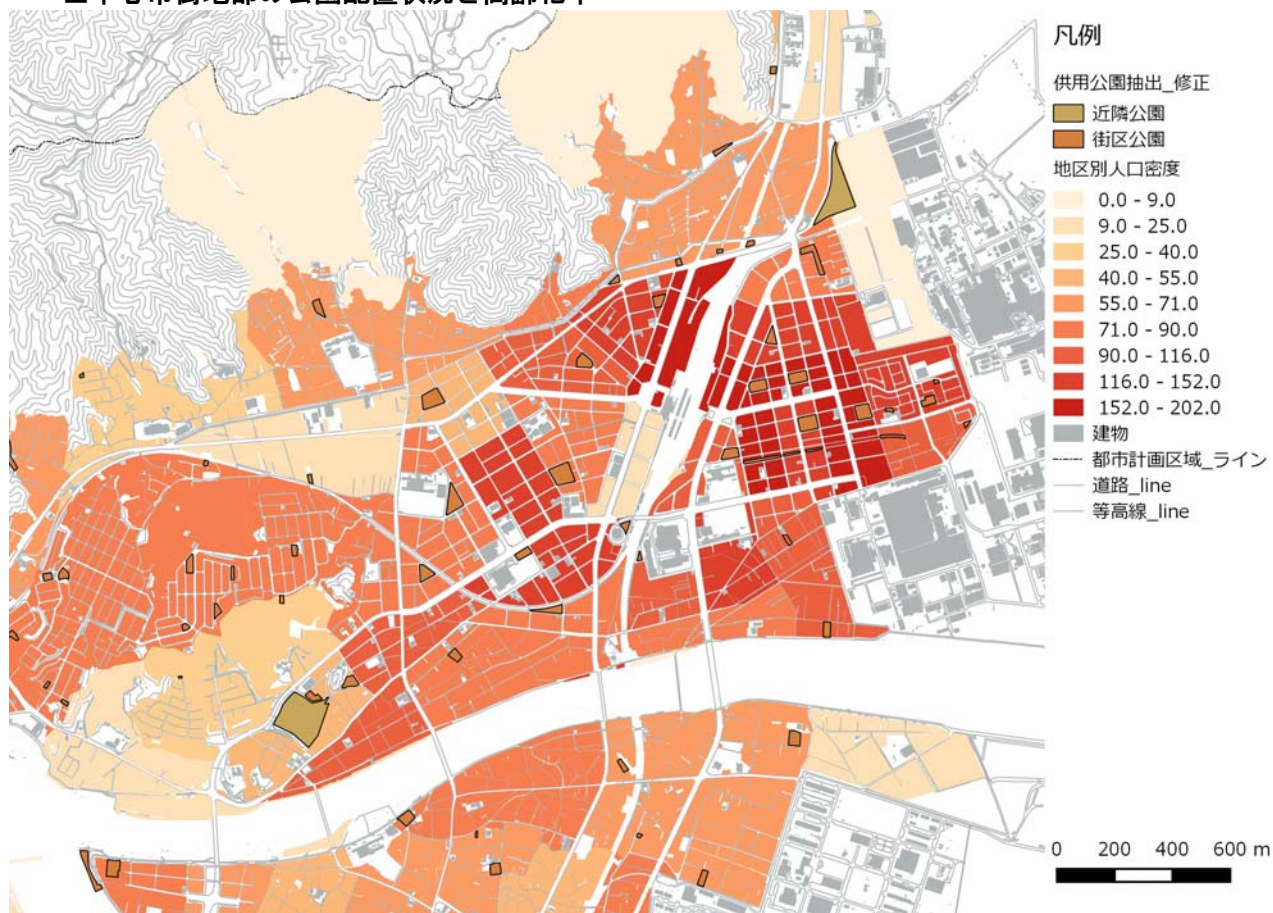
■公園配置と年少人口率



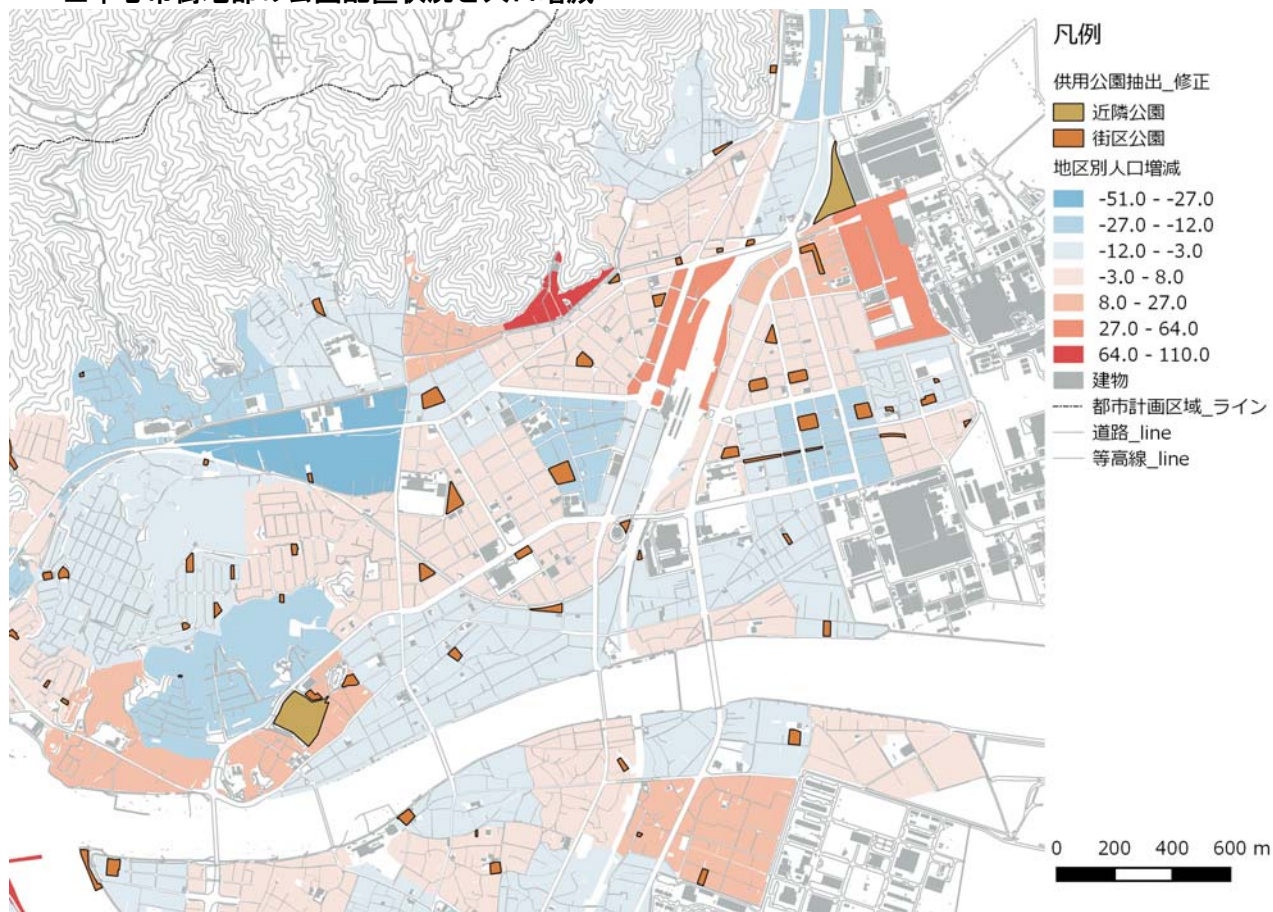
■中心市街地部の公園配置状況



■ 中心市街地部の公園配置状況と高齢化率



■ 中心市街地部の公園配置状況と人口増減



09. サクラ・みどりの維持管理に関する団体ヒアリング

■調査概要

岩国市のみどりの現状等を把握するために、現在サクラやみどりの維持管理活動をしている団体を対象として、アンケート形式で調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

調査期間	平成 27 年 6 月 4 日～
調査対象	岩国市のみどりを考える会に参加している各団体

▼ 調査票

サクラ・みどりの維持管理に関する事前ヒアリング

■基礎情報

団体名	
団体人数	
主な活動場所	
管理している樹木の種類と 個体の本数	

■質問内容

内 容	日 数
年間を通しての主な活動スケジュールを教えてください。	1月～ 7月～
	2月～ 8月～
	3月～ 9月～
	4月～ 10月～
	5月～ 11月～
	6月～ 12月～
上記の活動のうち、貴団体が特に力を入れている活動はありますか？また、その理由は何か？	【特に力を入れている活動】 【力を入れている理由】
活動をする際の人数とどのような人が参加しているのかを教えてください。	【1回あたりの平均人数】 【どのような人が参加しているのか？（例：主婦、サラリーマン等）】
活動をしていて良かったと思うことややりがいを感じることは何ですか？	
活動をしていて、最も大変なことは何ですか？	

サクラ・みどりの維持管理に関する事前ヒアリング

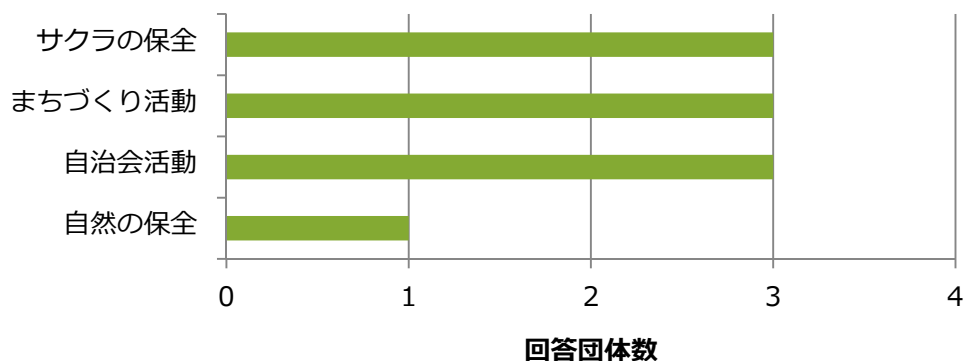
■質問内容

内 容	日 数
活動を行うにあたっての体制上の課題や仕組み・制度上の課題は何か？	【体制上の課題】 【仕組み・制度上の課題】
貴団体の将来的な目標があれば教えてください。 また、目標に向けて今後行いたい活動があれば教えてください。	【団体の将来的な目標】 【今後行いたい活動】
自由意見記入	

ご協力いただき、ありがとうございました。

■調査結果

①活動目的について



②活動スケジュール

団体名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A 団体	施肥	講座	総会	剪定	施肥	施肥	剪定、害虫駆除	剪定、害虫駆除	講座	剪定	剪定、ツタ類除去	施肥、土壌改良
B 団体	肥育、管理	植樹	植樹	挿木、剪定	草刈	肥育、管理	肥育、管理	肥育、管理	肥育、管理	肥育、管理	肥育、管理	肥育、管理
C 団体	寒肥え		草刈、清掃、雪洞取付、仮設トイレ設置	草刈、清掃、雪洞取付、仮設トイレ設置	草刈、お礼肥え					草刈、清掃		
D 団体						桜並木の下刈、環境美化				桜並木の下刈、環境美化		

③維持管理活動のやりがい

活動目的の分類	やりがい
サクラの保全・植樹	● 地域の人などの交流。桜の開花と生長 ● 毎年4月花見シーズンに多数の花見客が訪れ桜の木の下で歓談や飲食をする風景を眺める時 ● 満開の花を見た時
まちづくり活動	● 県の表彰を受けたこと。社会奉仕活動を行った先からお礼の言葉をいただいた時 ● 沢山の人に岩国往来を知って貰い、歴史、文化、自然とふれあい歩いて貰うこと。駕籠立場や一里塚を地元の人と復元出来たこと、桜と一緒に植樹したことなど ● 本郷町の入口にあり、ふるさとを想う意識を育む活動となっている
自治会活動	● 皆さんに喜ばれること ● 地区民のまとまり向上に役だっていると思われる。舞手は地区民やその他見物人に喜ばれていること ● 美観が保全できること
自然の保全	● 参加者が喜ばれること。毎年一定の達成感がある

④活動の大変な点

活動目的の分類	大変なこと
サクラの保全・植樹	● 活動資金の調達。中山間地での人手不足（地域の高齢化のため） ● 暑い中での作業
まちづくり活動	● 岩国往来の調査と復元、標識の設置、駕籠立場や一里塚の復元、昨年の豪雨による岩国往来の道の崩壊と復元など全てが大変でした。しかし、楽しい思い出です ● 参加者の集約、親睦会の世話。昨年から年間計画を立て活動しているが、日程調整が大変なことがある（計画外の） ● 超高齢化と人口減少による弱体化が顕著であり、活動に参加されている方も団体活動の役職者が多く、町内行事の多様化で精神的・肉体的に疲労を感じており、負担を感じていること。若者（65 才以下）の参加者が極端に少ないことと男性の参加が少ないこと。
自治会活動	● 技能の伝承 ● 人員が集まらないこと
自然の保全	● 責任を持って花を咲かせること

⑤運営面の課題

活動目的の分類	運営面の課題
サクラの保全・植樹	● 育苗のための圃場の確保 ● 素人集団での意思の疎通
まちづくり活動	● 会員の募集、事務局の確立、役員交代 ● 各方面の団体で組織されており、役職の重複が多い ● 必要に応じて、国、県からの助成金を頂き運営資金としている岩国市からの助成金は一切ない
自治会活動	● 良好に保たれている
自然の保全	● 財源の確保

⑥人材面の課題

活動目的の分類	人材面の課題
サクラの保全・植樹	若い人の参加がない 少人数
まちづくり活動	会員の3分の2が70才以上の高齢者 高齢化が進んでいるので、興味のある人を育成したい。重量物の作業は米軍ボランティアの協力を得ている。 人口の減少による若者の定着がないこと、意識の高揚による活動参加。
自治会活動	現在は特になし。今後は人口減少問題
自然の保全	後継者不足

⑦知識・技術面の課題

活動目的の分類	知識・技術面の課題
サクラの保全・植樹	● 知識・技術の修得の場がない
まちづくり活動	● 桜の木の保守についての知識・技術が乏しい ● 桜木の生長に合わせた技術の修得 ● 歴史的な相談は文化財保護課、紙すきは近くの実施の所に相談。あとは思考錯誤で実施する
自治会活動	● 良好に保たれている
自然の保全	● 専門性（大学等との連携）

⑧市との協力などに関する課題

活動目的の分類	市との協力などに関する課題
サクラの保全・植樹	一定の協力は得られているが、まだまだ不十分な面もある
まちづくり活動	ゆうらく苑の草刈・清掃では市の職員と共同で行っている 活動参加への支援 市民協働推進課（対外窓口）、観光振興課（JRウオーク窓口、スポーツ振興課（市民ハイキング窓口）、文化財保護課（歴史知見窓口）
自治会活動	市から支援を受けている（国指定文化財） 市役所でツツジの剪定をしていただきたい
自然の保全	協働をいかに持つか

10. 用語集

あ	アダプト制度
	アダプトは「里親」と訳されます。市民が、道路、公園・緑地等、公共施設などの里親となり、土地管理者との契約に基づき、維持管理や活用を行っていく仕組みです。
	オープンスペース
か	公園や広場などの、建物等で覆われていない空間のことを言います。
	屋上緑化
	建築物の屋上に植物を植え、緑化をすることを言います。ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー効果、二酸化炭素の吸着、緑の創出などの効果があります。
か	幹線道路
	都市間の主要地点を結ぶ道路のことです。
	官民連携
か	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法のことです。
	汽水域
	河川水と海水が接触する、混合する部分で、淡水域と海域の推移帯のことを言います。塩分が0.3%から30%まで範囲の水域を指します。
か	協働
	複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動することを言います。
	グリーンインフラ
か	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものを言います。具体例としては、公園緑地や防潮林・防風林などが挙げられます。

グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」、「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」のことです。

景観計画

景観法に基づき、景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観の保全・形成に関する方針・行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めます。（平成 25（2013）年 3 月策定）

景勝地

優れた自然の風景が眺められる場所を言います。

広域避難場所

市街地の大火災、大地震や津波などが発生したとき、多くの人が避難のため集まることができる大きな空地で、公園、学校など、面積の広い場所が指定されます。

公園施設長寿命化計画

公園施設長寿命化計画とは、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト縮減の観点などから、計画的な公園施設の改修や長寿命化対策に係る取り組みなどの推進を目的に策定するものです。

さ

里山

市街地や集落地の周辺にあり、かつて薪や炭の供給源となるなど日常において人の生活と密接な関わりを持ち、人が利用してきたことで成立した場所を言います。

三角州

潮流によって生じる砂の移動によって、潮流口にできる三角形の地形を言います。

CSR

企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）は、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、都市の健全計画的な市街化を図るため、都市計画区域のうち市街地として積極的に整備し優先的に市街化を図る区域のことを言います。

事業認可

都市計画法の規定に基づき、認可権者（国土交通大臣又 国土交通大臣又は都道府県知事）が事業者からの認可申請に対して与える行政処分の中で、事業認可がなされると、様々な制限が発生します。

シビックプライド

市民が都市に対してもつ自負と愛着のことを言います。日本語の郷土愛とは少しニュアンスが異なり、自分が、都市をより良い場所にするために関わりを持つ際に、都市を構成する一員であるという、当事者意識を伴うものです。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、野菜類の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のことを言います。

住区基幹公園

歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用される公園を指し、街区公園、近隣公園、地区公園があります。

親水空間

河川や湖等の水辺で、人々が水とふれあい、親しめることができるよう配慮された場所を言います。

森林法

森林生産力向上を目的とした森林行政の基本となる法律（昭和 26（1951）年）。森林計画の樹立、保安林・保安施設地区の指定等について定めています。

水源涵養

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川へ流れ込む水の量を平準化し、河川の流量を調節することを言います。

ストック効果

整備された社会資本が機能して、社会活動の効率性や生産性の向上、生活環境の快適性や安全性の向上等、多様な効果を長期にわたってもたらすことを言います。

スポーツ施設整備基本構想

全ての市民一人ひとりがその目的やライフステージに応じて、いつでも、どこでも、誰もが、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支えることができる生涯スポーツ社会を実現することを目指し、スポーツ施設の整備、活用について基本的な考え方を示したものです。（平成 27（2015）年 3 月策定）

生態系サービス

食料や水の供給、気候の安定など生態系から得られる恵みのことを言います。

生態系ネットワーク

エコロジカルネットワークとも言います。生物の多様性の確保や生態系の保全・回復を目標として、生物生息空間である水と緑（自然環境）のエリアを量的・質的に確保するとともに、それぞれの空間相互を生物の移動を容易にする水と緑でネットワークし、地域レベル、広域レベルのネットワークを形成することを言います。

生物多様性

動物、植物などの種の多様性、遺伝子の多様性、また、それによって成り立っている生態系、これら 3 つのレベルにおける多様性を示す概念のことを言います。

た

地球温暖化

化石燃料の大量消費による二酸化炭素の増加など、人間の活動により温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がる現象のこと。

治水

洪水によって起こる災害から河川の周辺に住む人々や土地を守ることを言います。

中心市街地活性化基本計画

モータリゼーションの進展や商業店舗の郊外立地などのために空洞化の進行している中心市街地をテコ入れするため、『中心市街地の活性化に関する法律』にもとづき作成する、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画です。

てんぐ巣病

植物病害の一種であり、枝に小枝が多数病生し、ほうき状あるいは大きな塊状となります。てんぐ巣病にかかると樹勢は著しく衰えます。

天然記念物

日本にとって価値が高く重要な動物・植物・地質・鉱物等を、文化財保護法等によって指定するものです。

道路構造令

道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものです。

都市計画

農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目的とし、都市全体を計画的な誘導と適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るものです。

都市基幹公園

住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園を言います。

都市計画区域

自然的・社会的条件からみて一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとされる区域で都市計画法に基づく都市計画が立てられる区域です。

都市計画公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に配置する公園緑地のことを言います。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがあります。

都市計画マスタープラン

住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりビジョンを具体的に示し、地区毎の整備・開発又は保全の方針をよりきめ細かく定めた計画のことを言います。（平成 23（2011）年 12 月策定）

都市公園

都市公園とは、都市計画区域に設置される公園または緑地で、住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）や、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園など、様々な種類の公園があります。なお、緩衝緑地、緑道、墓園なども都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置付けられます。

都市緑地法

都市における緑地の保全、緑化の推進に関する法律。良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。昭和 48（1973）年に制定された旧緑地保全法の平成 16（2004）年の法改正（景観緑三法の制定）により制定されました。

徒渉池

歩いて渡れる浅い池。

な

二次林

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林のことを言います。日本の雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生したもののため、二次林と呼ばれることもあります。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し形成すること、並びに農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画することを目的として、「農業振興地域整備基本方針」に基づき県知事が指定する地域です。

農村公園

農村住民のレクリエーションのために建設される公園のことを言います。

は

バッファ

buffer。緩衝地のことを言います。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするとき、広く公に（パブリック）、意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続きを言います。通称、パブコメ。

ヒートアイランド現象

都市部は、郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状に表れる現象のことを言います。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業活動に伴う人工排熱の増大、大気汚染物質等が原因とされています。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、ある生物群が生息できるまとまった空間を言います。環境改善の目的で都市内の空地、校庭などに生物の生息・生育空間となる池や草原などを設置したものを指すこともあります。

干潟

海と陸との境界にあって、潮汐により冠水と干出を繰り返す部分で、泥または砂でできています。河口部に多く見られ、海と川の両方の影響を受けています。

風致地区

都市計画法に基づき、都市の自然美を維持することを目的として市町村が定める地区のことで、建築物の建築や木竹の伐採などが制限を受けます。

壁面緑化

建築物の外壁を緑化することを言います。ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー効果、二酸化炭素の吸着、緑の創出などの効果があります。

保安林

水源の涵養、災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林のことを言います。

よ

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、土地利用の混在を防止する目的として、住居、商業、工業などの目指すべき土地利用の方向に応じて、12 種類に区分し指定された地域のことを言います。

ら

ランドマーク

目印や象徴となるもの。

利水

川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用することを言います。

緑地協定

計画的に整備された住宅地等で良好な住環境の育成のため、住民が作った地域の緑化に関するルールについて市の認可を受け、住民同士が協定を結ぶ制度のことを言います。

緑被率

区域に占める緑の割合のことです。緑被率は一定の区域における平面的な緑の量を表すもので、緑の水平投影面積の割合をパーセントで表します。

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第 4 条の 2 第 2 項第 3 号二に規定している緑の基本計画に任意に定める事項の 1 つです。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めます。

岩国市みどりの基本計画

●発行／平成29年3月

●企画／岩国市 都市建設部 公園みどり課
都市計画課

〒740-8585 山口県岩国市今津町1-14-51

TEL(0827)29-5160 FAX(0827)24-4207

E-mail kouenmidori@city.iwakuni.lg.jp